

「岡山市協働のまちづくり条例」見直し市民案

岡山市・NPO協働推進協議会

●見直し案策定にあたって

1. 本案の作成にあたっては、平成 26 年 4 月に当協議会より市長へ提案をさせていただいた「提案書」の内容、市民と市職員の協働で作成した「協働Q&A」、地縁組織、NPO、企業、学校、行政職員等の多様な主体に参加をいただいて 3 回開催した市民協働フォーラムでの意見や議論、そして、市民協働条例を考えるアンケートで出された内容を整理し盛り込みました。
2. また、昨年度開催の国際会議まで積み上げてきた ESD での取り組みや流れを踏まえると共に、今後の ESD に関する基本構想や持続可能な社会づくりについても重要な視点として目的等に盛り込みました。
3. 岡山市において現在すでに取り組んでいる協働推進事業や協働推進のための仕組みもあらためて規定し、盛り込みました。(ESD・市民協働推進センター、市民協働推進モデル事業等)
4. これまで実際に社会課題解決の現場で取り組みを行う市民による検討を重ねてきたことから、ルールとしての条例だけではなく、実際の施策や取り組みが推進されることを目指して計画策定を行う事を明示しました。
5. あくまで岡山市協働のまちづくり条例の改正であることを踏まえ、現行の条例を現在の状況に合わせると共に、ESD の取り組みでもすすめられてきた「多様な主体による協働」をさらに推進するために視点で見直すこととし、個々の主体のあり方（例えば、NPO 法人に関する条例個別指定などの事項や地縁組織の再編やそれに伴う地域自治の仕組みや理念、いわゆる自治基本条例として制定されるもの等）については十分な議論がなされていないことから、あらためて継続的な議論の場をもつことを提案し、本案には含めませんでした。

現行	見直し案	○見直しのポイント ●検討の根拠
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、非営利公益活動団体の自主性及び自立性を尊重しながら、その知恵と力を最大限に生かしたまちづくりを進めるため、市、市民及び非営利公益活動団体の果たすべき責務、役割等を定めるとともに、非営利公益活動を支援するに当たっての原則、手続、講ずべき支援措置等を定めることによって、非営利公益活動を促進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、多様な主体が、それぞれの自主性及び自立性をもった地域の当事者としての取り組みを尊重しながら、知恵と力を最大限に生かし、協働で地域の社会課題解決に取り組むための原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>○現行が「非営利公益活動団体」への支援策を中心としているものであることを改め、多様な主体の協働による社会課題の解決にあたることを明確にした。</p> <p>○最終目的は持続可能な地域社会の実現であることを明確にした。</p> <p>●ESD の視点</p> <p>●提案書「提案にあたって」</p>
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「非営利公益活動」とは、自発的かつ自立的に行う営利を目的としない公益活動をいう。</p> <p>2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。た</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「協働」とは、同じ目的のために、お互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことをいう。</p> <p>2 この条例において「多様な主体」とは、住民組織、NPO、事業者、学校、行政等の地域の社会課題解決に取り組</p>	<p>○現行が「非営利公益活動」に関する定義を行っているのを改め、第 1 条の目的に則って、次の三点を定義することとした。</p> <p>「協働」「多様な主体」</p> <p>「地域の社会課題解決に関する取り組み」</p>

<p>だし、次に掲げるものを除く。 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの。 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。</p>	<p>む個人及び団体等のすべての市民をいう。 3 この条例において「地域の社会課題解決に関する取り組み」からは次に掲げるものを除く。 宗教活動、政治活動、営利活動を主たる目的とする活動ではないこと。 暴力団またはその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある活動でないこと。</p>	<p>●「協働 Q&A」</p>
<p>（基本理念） 第 3 条 市、市民及び非営利公益活動団体は、非営利公益活動が豊かで活力ある地域社会の実現に寄与する役割を認識し、それぞれの責務と役割のもとに協働してまちづくりを進めるものとする。 2 市が非営利公益活動団体を支援するに当たっては、非営利公益活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で透明性の高いものでなければならない。</p>	<p>（基本原則） 第 3 条 多様な主体は、以下の原則に則り、協働で地域の社会課題解決に取り組む。 （1）対等の原則 （2）自主性尊重の原則 （3）自立化の原則 （4）相互理解の原則 （5）目的共有の原則 （6）公開の原則</p>	<p>○現行第一項は第一条「目的」に包含し、第二項も踏まえた、協働の基本原則を謳うこととした。</p>
<p>（市の責務） 第 4 条 市は、前条に定める基本的な理念（以下「基本理念」という。）に基づき、非営利公益活動を促進する施策の実施に努めなければならない。 （市民の役割） 第 5 条 市民は、基本理念に基づき、非営利公益活動に関する理解を深め、その活動に協力するよう努めるものとする。 （非営利公益活動団体の役割） 第 6 条 非営利公益活動団体は、基本理念に基づき、非営利公益活動の実施に努めるとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。</p>	<p>（市の役割） 第 4 条 市は、本条例の目的及び基本原則に基づき、多様な主体の協働による地域の社会課題解決を促進する施策を実施する。 （市民の役割） 第 5 条 すべての市民は、本条例の目的に基づき、それぞれの自主性及び自立性をもった地域の当事者としての理解を深め、地域の当事者としての行動に努めるものとする。</p>	<p>○現行の三者の限定的役割定義を改め、多様な主体（社会課題解決に取り組むすべての市民）の役割と、その取組を支援する市の役割を明確にした。</p>

<p>(市の施策)</p> <p>第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、この条例に定める支援措置を講ずるほか、非営利公益活動団体が市と協働してまちづくりを進めるための環境整備に資する支援の充実に努めるものとする。</p> <p>(特定公益事業の指定)</p> <p>第8条 市長は、非営利公益活動団体が行う非営利公益活動のうち、特に、国際的水準等に照らし先進的な事業で、本市のまちづくりの基本目標の実現に著しく寄与すると認められるものを特定非営利公益事業として指定することができる。</p> <p>2 前項の指定は、第10条に規定する岡山市特定非営利公益事業指定審議会の議を経て行うものとする。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第9条 前条第1項の指定を受けようとする非営利公益活動団体は、市長に申請をしなければならない。</p> <p>2 前項の申請をすることができる非営利公益活動団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 過去の実績等から能力及び信用があり、指定を受けようとする非営利公益活動を安定的に継続して行うことができると認められる団体であること。</p> <p>(2) 市のまちづくりの基本目標に賛同し、市と協働して公益に資する活動を行う団体であること。</p> <p>(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)、暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下に</p>	<p>(市の施策)</p> <p>第6条 市は、第4条に規定する役割を果たすため、次の促進施策を講ずるほか、多様な主体の協働による社会課題解決のための環境整備に資する施策の充実に努める。</p> <p>(1) 多様な主体の協働による社会課題解決のために、その取り組みの拠点及びコーディネートを行うための機能整備を進める。</p> <p>(2) 協働を理解し、推進するための啓発に努め、地域の教育機関や行政機関等と連携し、地域の社会課題解決を担う人材の育成に取り組む。</p> <p>(3) 協働による社会課題解決を推進する担い手となる団体(地域住民組織、NPO、大学、企業等)の拡大に努め、その組織基盤強化を支援するため、他機関との交流、情報交換、研修機会の提供等に取り組む。</p> <p>(4) 多様な主体が地域の社会課題について、様々な方法により、情報発信及び共有する機会を提供する。</p> <p>(5) 多様な主体が取り組む地域の社会課題解決を支援する情報を提供する。</p> <p>(6) 多様な主体の交流の場をつくり、つながりと相互理解を深める機会の提供に努める。</p> <p>(7) 地域の資源を活かした取り組みを推進するため、活用可能な資源について、双方向の情報共有機会を提供する。</p> <p>(8) 多様な主体の協働による優れた地域の社会課題解決に関する取り組みを表彰することができる。</p> <p>(9) 市と協働して社会課題解決を行う事業のモデルとなる事業を指定し、補助金を交付することができる。</p> <p>(10) 市と協働して社会課題解決の取組を行う団体に対して、事業実施のために、市が有する土地、施設等は無償で貸し付け、使用料を減額または免除するなどの支援措置を講じることができる。</p>	<p>○市の協働促進のための施策を明記した。</p> <p>●フォーラム・アンケート等 で出された意見を次の項目で整理した。</p> <p>(1) 地域拠点とコーディネート機能の強化</p> <p>(2) 啓発、人材育成</p> <p>(3) 団体育成</p> <p>(4) 情報発信・情報共有</p> <p>(5) 情報提供</p> <p>(6) 交流</p> <p>(7) 資源活用</p> <p>(8) 表彰</p> <p>○現行施策を位置づけた</p> <p>(9) 市民協働モデル事業の指定と補助金の交付</p> <p>(10) 市有施設等の無償貸与</p>
--	--	--

<p>ある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないと認められること。</p> <p>(特定非営利公益事業への支援措置)</p> <p>第15条 市長は、特定非営利公益事業の実施に必要な土地、施設等を当該事業を実施する非営利公益活動団体(以下「特定非営利公益活動団体」という。)に対し無償で貸し付け、使用料を減額又は免除する等、当該事業の実施を促進するための支援措置を講ずることができる。</p>	<p>(コーディネート機関)</p> <p>第7条 多様な主体が知恵と力を最大限に生かし、協働で地域の社会課題解決を促進するために、主体間をつなぎ協働を推進するための機関を設置し、前条の施策を実施する。</p> <p>(協働による施策の見直し)</p> <p>第8条 市は、各施策立案の際には、多様な主体による協働の実行可能性について検討し、その効果検証に努める。</p> <p>(市民による提案)</p> <p>第9条 市は、市民から出された、地域の社会課題解決に関する意見や提案を受け止め、コーディネート機関と連携しながら多様な主体による協働へとつなげることに努める。</p> <p>(庁内の推進体制)</p> <p>第10条 市は、多様な主体による協働の取り組みを推進するために、庁内に推進本部を設置する。</p> <p>2 推進本部の決定に基づき、各課に協働推進員を配置し、広く多様な主体からの協働提案を受け止める体制を整備する。</p>	<p>●フォーラム等で出された窓口の一本化と行政内部の調整機能、コーディネート機能の強化について、現行施策の「ESD・市民協働推進センター」を想定して規定した。</p> <p>○フォーラム等で出された意見をもとに協働事業が岡山市全体で進むよう各課での事業見直しを規定した。</p> <p>○フォーラムで出された「市民からの提案に対する対応のルール化」について原則を規定した。</p> <p>○「提案書」に出されていた推進体制について、条例設置の委員会と全庁への協働推進員の配置を規定した。</p>
--	---	--

	<p>(議論・協議)</p> <p>第 11 条 地域の社会課題解決に取り組むために、社会課題に関する情報の共有や解決のための議論、施策の成果や今後の取り組みについての検討を行うため、多様な主体で報告・共有・議論する場を設ける。</p> <p>(啓発)</p> <p>第 12 条 本条例及びそれに伴う施策について、すべての市民の理解が促進するように努める。</p>	<p>○フォーラム、提案書で出された意見により、多様な主体での課題解決のための協議の場の設定を規定した。</p> <p>現行の課題解決のためのワークショップ、市民協働フォーラムの拡充（定期開催等）を想定</p>
<p>(岡山市特定非営利公益事業指定審議会の設置)</p> <p>第 10 条 市長は、特定非営利公益事業の指定等について調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、岡山市特定非営利公益事業指定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>第 11 条～第 15 条 審議会の組織、委員、会議に関する条項 省略</p>	<p>(岡山市協働推進委員会の設置)</p> <p>第 13 条 市長は、多様な主体が知恵と力を最大限に生かし、協働で地域の社会課題解決を促進するために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、市長の委嘱により次の事項を審議する。</p> <p>(1) 岡山市における協働推進に関する計画並びに実施状況</p> <p>(2) 協働推進事業等の指定並びに支援措置</p> <p>(3) その他市長が委嘱した事項</p> <p>2 委員会は、20 人以内の多様な主体によって構成することとする。</p> <p>3 委員会に関しての詳細は別に定める。</p>	<p>○協働推進施策が市民参画で推進されることを担保するための委員会を設置する。</p> <p>○現行の特定非営利公益事業の指定に関する審議は本委員会が行うこととする。</p> <p>○委員会に関する詳細は規則に委任する。</p> <p>●「提案書」</p>
	<p>(計画策定)</p> <p>第 14 条 本条例を推進するために、行動計画を策定する。</p> <p>2 行動計画は定期的に評価を行い、その結果を公表する。</p>	
<p>(委任)</p> <p>第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	